

令和7年第2回浅川町議会定例会

議事日程（第5号）

令和7年3月12日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第18号 令和7年度浅川町国民健康保険特別会計予算
日程第 2 議案第19号 令和7年度浅川町宅地造成事業特別会計予算
日程第 3 議案第20号 令和7年度浅川町介護保険特別会計予算
日程第 4 議案第21号 令和7年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5 議案第22号 令和7年度浅川町上水道事業会計予算
日程第 6 議案第23号 令和7年度浅川町下水道事業会計予算
日程第 7 同意第 1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 8 同意第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 9 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件
日程第10 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件
日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	須藤孝夫君	2番	富永勉君
3番	菅野朝興君	4番	兼子長一君
5番	木田治喜君	6番	岡部宗寿君
7番	須藤浩二君	8番	上野信直君
9番	会田哲男君	10番	水野秀一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	加藤守君
教育長	真田秀男君	総務課長	生田目源寿君
企画商工課長	我妻悌君	農政課長	関根恵美子君

建設水道課長	生田目	聡君	会計管理者 兼税務課長	坂本克幸君
保健福祉課長	佐川建治君		住民課長	高野喜寛君
教育課長	我妻美幸君			

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田子広子	会計年度任用	芳賀純弓
--------	------	--------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、議案第18号 令和7年度浅川町国民健康保険特別会計予算を議題とします。
これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 国保税の県内統一、国保税率というんですか、料率というんですかの県内統一に向けた関わりで、新年度から国保税が上がる部分というのはあるのかどうか。

それから、他の町村に比べて医療費支出の少ない我が町へのフォローというのは、県からのフォローというのはあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） じゃ、それでは、1点、2点、私のほうからお答えいたします。

まず最初の1点目の、県内統一に向けて上がる部分があるのかというところでございますけれども、県内統一に向けて上がる部分としては、医療、後期、介護分とあるんですが、医療費分で上がるということになります。

その理由としましては、令和7年度から医療費指数反映係数というものが調整されるためです。令和6年度まで、今年度までですと、その医療費指数反映、いわゆる市町村ごとの医療費の差を100%反映させていたものが、令和7年度から100%から20%減らして80%の反映と減ってしまいます。そのため、県内どの市町村においても、この医療費分の納付金については、上がると思われます。

この医療費指数の反映なんですけれども、令和8年度は80%から20%減らして60%になると、令和9年度は

さらに60%からさらに20%減らして40%、令和10年度は40%からさらに20%減らして20%、令和11年の統一のときには20%だったものをゼロにして、統一したときからなくなるというようなことになっております。そのため、医療費の差を反映させていたものが、徐々に統一に向かってなくなっていくという形になっております。

あと2点目の、医療費支出の少ない浅川町のような町村には、フォローがあるのかという点でございます。令和7年度から医療費分で上がる部分、その20%部分についてのフォローは、あります。

このフォローの内容なんですけれども、浅川町のような医療費指数の低い市町村に対しては、県より交付金が交付されるようになります。市町村ごとの医療費の差を、先ほど言いましたように100%反映させているのから80%になって20%減った部分、この増額部分に対する交付金です。

医療費の指数というものがあるんですけれども、医療費指数が0.85以下という指数の場合は、その増えた分の60%が交付される。医療費指数が0.9以下は、厳密に言うと0.9から0.86の場合は、その分の20%の交付というものが、もうこれは決定しております。県としましては、医療費の支出の著しく低い市町村への支援は手厚くするという内容で、この交付金が設定されております。詳細は、県の本算定時に示されるかと思われます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 20%上がって、来るのも60%ぐらいしか来ないということで、差引きすると、上がるということで理解してよろしいですか。再度、お聞きをします。

それから、基本的なことなんですけれども、国保の令和7年度の加入者数、加入世帯数、それと国保税の動向、これについて伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） まず1点目の20%分の6割しか来ないというところでは、確実に上がるのかなと思っております。議員さんのおただしのおりで、いいと思います。

2点目なんですけれども、本算定に向けての世帯数と被保険者数なんですが、仮算定のときは1,076人、650世帯という、これは県の仮算定での数字でしたけれども、直近ですと、2月末ですと1,093人、738世帯というところですので、この辺にいくのかなとは思いますが、何せ3月、4月、この異動時期もございまして、国保に加入する、抜けるという部分もありますので、大体2月末より若干増えるか減るかというところが、ちょっと微妙なところですよ。

あと、国保税の見通しなんですけれども、これはやはり、この部分で上がってしまう納付金額が示されますので、上がると思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） これは、町長にお尋ねするんですけれども、今のままだと、何もしないと上がるということなんですよ。

これは、基金を取り崩すとかなんとかいろいろ対応して、なるべく上がらないように取り組むというお考え

はありますか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今の説明があったとおりに、恐らく上がるだろうということですね。

いつも、毎年、これ基金を取り崩して補填をしているのは、ご存じだと思っております。恐らく、今、基金が、かなり少なくなつて、恐らく一千五、六百万ぐらいしかないかなと思っております。

なお、残の基金と、そしてまた、担当課とか方々とお話をして、なるべく国保の方々にかからないようにやっていきたいと思っております。

ただ、本当にしつこいようではありますが、基金があまりありませんので、とにかく担当課と相談しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑はありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 一応、通告はしていたんですが、今の同僚議員の質問で大体のところは分かりました。

それで、私のほうでは令和7年度についての被保険者数とか世帯数、医療費分の給付費分の課税額等は、予算書を見れば分かるんですが、令和3年ぐらいから5か年の推移というものをちょっと確認したいので、その辺の推移をちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうからお答えいたします。

7年度含めた5か年の被保険者数、世帯数、課税金額、収納率というところで申し上げます。

各年度ごとに言いますね。まず、令和3年度です。被保険者数が1,359人、世帯数が829世帯、課税金額が6,650万円、収納率が96.03%でした。続きまして、令和4年度です。被保険者数が1,308人、世帯数が822世帯、課税金額が6,431万6,400円、収納率が95.66%。続きまして、令和5年度です。被保険者数が1,120人、世帯数が736世帯、課税金額が5,706万7,000円、収納率が94.9%です。令和6年度です、今年度ですね。被保険者数が1,058人、世帯数が702世帯、課税金額が6,047万4,700円、収納率のほうは、まだ出ておりません。令和7年度、これは仮算定、当初予算の説明の中でも申し上げた数字ですけれども、被保険者数が1,076人、世帯数が650世帯、課税金額が4,573万2,000円、収納率は出ておりません。これは、あくまでも医療費分の数字です。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

相当数、減少していると。国民健康保険税全体では、3割弱ですかね。全体では課税金額のほうも減っているというような状況だと思うんですが、それじゃ収納率、6年と7年は出ていないということで、先ほど、県

の統一に向けての話云々もありました。その中で、収納率の問題が、県としても一番の問題が、全国的に見ても収納率の問題が、結構、クローズアップされていて、令和3年度実績なんですけれども、県のほうでは93.88ということで、全国的には第40位というような数値が出ています。非常に悪いんです、福島県は。

収納率が、非常に悪いということで、今回の改定で令和11年度に向けて目標設定しているんですが、97.12というふうに聞いています。それを目標設定にして、被保険者数も1,000人から3,000人。うちのほうの当町、浅川町がその中に入るんだと思うんですが、その中では98.18というふうに設定されています。

統一に向けた標準的な収納率の具体的な設定方法については、標準的な収納率を段階的に給付金へ反映させる方法と併せて、市町村と協議するというふうになっていますので、その中で、先ほど来、聞いた推移の中でも、令和6年の実績はまだ出ていないと、令和7年については、まだそこは見えていないということなんです。令和7年の収納率、何%ぐらいに設定されているのかと、併せて、過年度分についても収納率の設定、パーセンテージをちょっと、出ていればお伺いしたいと思うんですが。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 収納率に関しましては、令和7年度仮算定ですが、一応、現年度分は93.5%で見えております。滞納分は、ちょっとお待ちください。恐らく11%とかそういうので見ていると思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かりました。

特に、過年度分については、多分、目標設定を20%ぐらいにしているんじゃないかなというふうに思っています。県のほうでも、そんな形になっていると思いますので、11%というとても低い数値だというふうに思っています。

それから、令和7年度にしても93.5ということで、全国平均と、多分、令和3年度の実績ですけれども、それとほぼ横並びということで、確かに先ほどの議論の中にもありました、統一に向けて保険料が上がるんじゃないかと云々の話もあるんですけれども、その前に収納率の向上というところで、いわゆるインセンティブ、先ほど、それが保険料にどういうふうに加味されるんだと、交付金等で充当されますよというような形の中ではお伺いしましたので、同僚議員のほうもお伺いしましたので、その点についてはお聞きしませんけれども、受益者の負担の公平性の観点から、同一のサービスが受けられる、統一に向けてはというふうな状況の中で、市町村での財政の格差、逆に言うと先ほどのインセンティブを与えるというふうなところが一つだと思うんですけれども、この収納率のアップに関しては、どのような方策というか、どのようにやっていこうかというふうな見解があれば、お伺いしたいと思うんですけれども。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これは国保だけでなく税の収納率は、本当に大変苦慮しているところであります。そういう中でも、やはり職員が様々な方向、様々なアイデアを出しながらやっているのが、今、現状であります。やはり、貴重な税金、この税金を1円でも多く収納するのが私たちの役目であって、当然、納めていただくのが本当が一番、いいんですけれども、なかなか納めない方がおりますので、これは本当に強制的にできないのが実情であります。とにかく職員一同で、職員皆さんとともに、担当課をはじめ、何とか収納できるよう

に頑張っていきたいと思います。

そのほかは、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 先ほど、滞納繰越部分11%と申し上げましたが、20%でした。申し訳ありません。訂正いたします。

○議長（水野秀一君） ほかにありますか。

会計管理者兼税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） ただいま、町長のほうからも答弁ありましたとおり、税金のほう、もちろん国保税だけではございません。ほかの税金もありますので、国保税だけを中心的に集めるということは、ちょっと難しいかと思います。全ての税目におきまして、小まめな滞納者との接触を図るようにしております。通知、電話等をして、なるべく本人と直接話す。本人の納付誓約等を得ると。それが何度も守られない場合は、もう悪質たるものとしまして、事務的に給与差押えや預金照会等の段階に進むという形で進めております。

インセンティブ交付金の件もございますので、なるべく95%を目標に、実際の徴収率はその程度を目標に、頑張りたいなどは考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） よく分かりました。

特に、今、税務課長さんのほうからありましたとおり、高い目標、達成可能な目標を設定して、それを全部、庁舎内で共有していただいて、その目標に向かっていただきたいと。

税ということに関しては、今、町長の答弁にもありましたとおり、非常に厳しい状況にあるんだろうと。いろんな会議等々、研修会においても、広域の徴収というものを少しずつ考え出しているというところがありまして、町単独では非常に難しい。これは、あらゆる税がそうだと思うんですけども、町単独での徴収は、非常に厳しくなっているんだと。だから、広域で物を考えていこうという話も、ところどころで聞こえてきます。そういった形の中で、やっていただいている。

町単独としては、徴収率を少しでもいいから上げていくと。これはもう、公平性という面から捉えても、ぜひ、それは必要だというふうに私も思っていますので、ぜひとも、そういったことでやっていただきたいと思うんですが、この完全統一については、日本全国見れば、まだまだ、福島県は、結構、先行しているのかなといったところがあります。例えば、北海道なんかは12年度ですし、青森だとか秋田県なんかは、まだ、その辺の話にもなっていないというようなところで、今、協議中だというようなことで出ていますので、給付金ベースでは統一しようということで、給付金ベースではなっているんですが、なかなかその辺のは統一というところは進んでいないのが現状かなというふうに思っていますので、福島県、先行して行っているという部分もありますので、ぜひとも、それは目標に向かってやっていただけるように。

それで、サービス等を下げないような形で、ぜひとも、お願いしたいというふうに思って、質問のほうを終わります。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、議案第18号 令和7年度浅川町国民健康保険特別会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、議案第19号 令和7年度浅川町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 分譲価格の見直しの報告の際に、企画商工課長さんのほうから、分譲の取組の仕方についていろいろとご説明がありました。

それで、私が一番大事に思っているのは、やはり、不動産屋さんの協力を得るということだというふうに思っています。土地を求めたい人が一番最初にどこに行って何をするかといったら、不動産屋さんに行って情報を得るというのが一番、やはり、普通だというふうに思うんですね。ですから、不動産屋さんの協力をいかに得られるかというのが、分譲の早く売れるかどうかにかかっているんじゃないかというふうに思うんですけども、その点に対して、町の取組の考え、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ただいま、8番議員さんの提案のとおり、買手を探していく際には不動産屋さん、いわゆる宅建業者への依頼は、私は大変有効だと思っております。ただ、協力の在り方によっては法定の報酬額が必要となりますので、宅建業者には、まずは相談をして、いい方向で持っていきたいと思っております。

なお、現在は宅建業者を除いて、紹介をいただいた方には、皆さんご存じのとおり、報奨金20万円を支払うことになっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） そうすると、場合によってはそれ報酬を払わなくちゃならない。報酬を払うというか、手数料を取られるということなんですかね。そういうこともあり得るので、今検討しているということなんで

すか。そういう段階だということなんですか。

つまり、まだ今のところ、基本的に、不動産屋さんの力を借りてこれ分譲に取り組もうというふうな方向では、まだ決まっていないという理解でよろしいんですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まずは、不動産とかそういう関係者方と、私は相談したいと思っております。これは、我が町だけでは、なかなか販売は難しいと思っております。前もお話したとおり、次年度は、何が何でも行くか、売りたいと思っておりますので、様々な方々に相談をしながら、あるいは町民の皆様方にいろんな面でお話をさせていただいて、紹介をいただきたいと思っております。

なお、副町長よりも答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 副町長、加藤守君。

○副町長（加藤 守君） それでは、補足して答弁いたします。

おただしのとおり、まだやっていないのかというおただしだったと思うんですが、今のところは、チラシとかそういうのを作って、それでお知らせするという方向で考えておったものですから、今、上野議員からの提案をいただきましたので、早速、不動産業者さん、どの不動産業者さんになるかはこれからも検討ですけども、前に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第19号 令和7年度浅川町宅地造成事業特別会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、議案第20号 令和7年度浅川町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 同じことを何年も聞いているような感じなんですけれども、地域包括支援センターを社会福祉協議会に移行すると。今は石川福祉会に委託をしている事業ですね。これを、もう四、五年前になるかな、もっとになるかなということで、社協が独自でやるんだということで、1人の職員を採用されたけれども、1人じゃスタートできないので、今、その職員の方はどこかに行って働いてもらっているんですね。

これ、そういう何か変則的な雇用が、ずっと続いているんですけれども、これ社協に地域包括支援センターを移行するというのは、実現できそうなんですか。この件は、今、どういう状況になっているのか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、包括を社協のほうに移行したいという、今、そういう方向でやっておりますが、なかなか、思うどおりに人が集まらないのが現状であります。とにかく、人を集めることが、まず一つの先決でありまして、今年度も、本当にいつまでも4年も5年もこのまま放っておけないな、放ってということはありませんが、石川福祉会とか様々な、今、相談して、お話をしているところであります。

これは、もうしばらくかかるとは思いますが、まず担当課よりも説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから補足説明いたします。

議員さん、おただしのとおり、1名は現在、確保できておりますが、1名が確保できていない状況というところです。毎回同じことなんです、社協においても継続して募集は続けておりますが、採用には至っていないという状況です。

この状況、移行が厳しいというところで、委託の延長について、昨年度、石川福祉会と協議をして、このなかなか採用できないという状況についてご理解いただいて、委託の延長については了承いただいたところでございます。

今のところ、目標としましては令和8年度末に移行したいとは、こちらの計画としては思っているんですが、なかなか採用がないと、これがもう進まないというところで、この辺も7年度中にはまた、石川福祉会と再度、協議をして、現状等把握して、協議して、延長というののもちょっとまた、考えていきたいなと思います。

まずは、社協においても、ケアマネジャー、今、4人で活動しておりまして、1名がこちらの包括に来て、トータルは5人なんですけれども、1名がこちらに来て、4名体制で、今、ケアプランをつくって、居宅介護支援事業所を回しているというところで、昨年、令和6年度に1名やっと入って、3人から4人になったんですね。そして、もう1人来れば、こちらの包括のほうに出向できる人数にはなりますので、少しずつではございますが、一步一步前進はしていると思います。

1人の人が包括に来ていたるところで、この人は何をしているかという、生活支援体制整備事業といまして、生活支援コーディネーターという職に一応、就いてもらいながら、ケアマネジャー、包括の勉強もしてもらっている。その生活支援コーディネーターというのは、今、立ち上がった有償ボランティアを立ち上げていただいたり、そういう面で、今までにない資源をつくっていただいたり、地域での掘り起こしをしているという作業に当たりながら、包括のほうの業務も見て、引継ぎの準備をしているという職をやっております。

なので、社協委託であれ石川福祉会であれ、まずは包括支援センターの運営や利用者に支障を来すことのない

いように体制整備ができれば、維持していきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） そもそも、社協で地域包括支援センターをつくる必要性という、もともとの根本の出発点なんですけれども、石川福祉会に委託しておいたんでは駄目だということで、社協独自でやりたいということで、募集をかけたという経過だったと思うんですけれども、何で社協でやらなくちゃ駄目なのか、その辺、再度、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 答えいたします。

多くの市町村では、包括支援センターは社会福祉協議会に委託しているというのが、多くの市町村でやっていることです。石川福祉会管内、5町村管内でも、石川福祉会で包括に来ていただいているというのは、浅川町だけです。あと5町村のうち、全部、社協だと思います。

なので、そういう観点と、あと、当時、福祉会のほうでも、浅川町だけに包括支援センターで人を派遣しているという変則な部分があるというところで、その辺の人事の問題とかもあって、なかなかこの体制を続けるのはという話も、当時はあったというところで、うちも社協にという考えで、この計画が始まったんだと思います。

それが、なかなか、体制維持という部分で、社協の採用部分というところで、うまく進んでいかないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 建前としては、そういう地域包括支援センターのようなものは、浅川町になるべく密着した形で社協がやったほうが、ほかの石川福祉会なんかに頼んでおくよりはいいだろうというようなことが建前なんだとは思いますが、これ、社協に移すと、この事業を社協でやれるようになれば、社協が潤うような、そういう状況になるのか。

それから、石川福祉会で、もうやめたいので、浅川町の包括の仕事はやめたいので、浅川町で独自に、早く体制を取ってやってくださいと、そういうように言われているのか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 社協に包括を持ってくれば、私は多少の売上げがあると思っております。今、じゃ本当に、ここ数年でやれば売上げが上がって赤字が減るのかと、そう断言はできませんが、以前はそういう考えがありました。

なお、ちょっと間違えたら、後で課長のほうに答弁させていただきますが、とにかく一時は、七、八年前、社協に持ってくるということが話があったと思うんです。そのときは私も、じゃ売上げとかそういうのが上がって、活気が出ればいいなと思っておりましたが、やはり、いかんせんこの町村もそうでありますが、人が集まらないと。私はこんなに人が集まらないとは思わなかったであります、本当のことを申し上げます。したら、そのケアマネジャーだけでなく、やっぱり介護士とか、今、保健師とか、本当に今、人手がなくて、

苦勞しているのが、実態であります。

あとそのほか、課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 石川福祉会が、もう派遣しないのかというところですけども、石川福祉会としましても、ケアマネジャーの有資格者の職員の実務経験を積む場としては、石川町のさくら荘の居宅介護支援事業所と浅川町のこの包括支援センターの2か所しかないそうなんです。

それで、石川福祉会では、ケアマネジャーのさらに上の資格、主任ケアマネの資格を取得させる場として、3年から5年の実務経験が必要だということがあるので、その取得させる場としては、浅川町の地域包括支援センターの出向というのは、貴重なポジションだという考えもございますので、その辺で全く石川福祉会では、派遣はやめるというところではないので、その辺は協議をしながらやっていきたいなと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今、社協では、これお一人の方を採用されているんですね。採用してしまったと言ったら、悪いかな。その方は、立ち上げ、まだ人材がそろわないので、立ち上げのことができないので、別なところに行ってもらって、本来の仕事ではない生活支援のコーディネーターのような役に立ってもらっていると。別な仕事で役に立ってもらっていると。こういう関係が何年か続いているんですけども、こういう状況を、人が集まるまで続けるんですか。ずっと続けるんですか。

それとも、今、やっている石川福祉会のメンバーの方で定年になる方がいて、それで、その方が加わってもらえると、そういうような見込みとかがあれば、あれなんだけれども、そういう見込みというのは、あるんですか。その辺、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど、課長が申したとおり、令和8年度目標ということをお話ししたいと思います。やはり、私も令和8年度までは、何が何でもそういう意気込みでやっていきたいと思っております。

じゃ、できるのかと議員がおっしゃるかもしれませんが、やはり、ここで諦めたら、じゃ、今まで何だったんだとこうなりますので、とにかく、今、1人採用しておりますし、その1人採用しましたが、全くの無駄ではなかったと思います。先ほど、課長が言ったとおりに有償ボランティアを立ち上げていただいたのは、本当に大きな実績だと思っております。

なお、最終目標は、これ包括センターを社協に持ってくるということですので、まずは、その努力をさせていただきたいと思います。

○8番（上野信直君） 何かメンバーがそろそろ見込みとかみたいなのは、あるんですかというのも、お聞きしました。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 令和8年度までに、この体制を続けていくのかということですか、議員さん。

○8番（上野信直君） メンバーです。

○保健福祉課長（佐川建治君） まさにその話なんです、定年を迎える職員が1名ございますので、その辺は

交渉して、何とかうまい方向に持っていければなと思っております。

○8番（上野信直君） それ、いつ定年なんですか。

○保健福祉課長（佐川建治君） 令和7年度中です。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑はありませんか。

9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 私も質問を出したので、たまたま上野議員が同じような質問で、今、聞いたので、大体理解できたんですが、それで、確認の意味でお聞きしたいんですが、これ介護予防ケアマネジメント、運営委託料、石川福祉会、1,214万4,000円、生活支援体制整備、委託料、これ社協に行くやつ、これは999万9,000円。

これ、ダブって、令和2年度ですか、坂本課長時代に、令和2年度の3月当初予算で、地域密着型の包括支援センターを立ち上げるべきだと。管内でも浅川だけが残っているので、浅川も社協に委託したいという形で、令和2年度の当初予算に予算計上があったんですが、それから5年たち、今度7年度で6年目になりますよね。そうした中で、今もろもろ聞いた中で、職員の確保、来年定年退職する人がいて、それで何とかなんとか、職員の3人体制が必要だとか、保健師あるいは介護福祉士、あと社会福祉主事、この要件が必要で3人が必要だとかいうような形で、今までなかなか職員が集まらないという状況だったんですけども、この2本ですね。

社協の運営、社協に委託する分と福祉会に委託する分2本立てで、一般会計も毎年、500万くらいずつから乗っかっています。今まで、5年度二千四、五百万が一般会計から出ている。これ、税金ですけれども。あと、一般会計の繰入金も、充てていると思うんですけども。

これ、今、上野議員からもあったように、何かいずれかの形で決断も必要な時期が来ると思うんですよね。そういうのは、今、上野議員とも関連しちゃうんですけども、いつまでもこの2本立てというのは、必要なんでしょうか。やっていく必要があるのか。

1本立てにするのであれば、今、言ったように8年には退職する人もいるので、8年には立ち上げるというような強い考えを持っているのか。

あるいは、それともう一つ、社協の理事、あるいは社協の職員も含めてなんですけれども、そういうような考えを持って、ちゃんと取り組んでいるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど、決意は8番議員にお答えしたと思っております。

今、途中でですよ。やめるというわけには、私は、いかないと思っております。

というのは、せっかく令和2年度に、さあ、じゃ社協を活気づける、あるいはいろいろな面で盛り上げるために、包括センターをやろうという、その決意がありまして、今、こういう状況になっております。

ただ、あくまでも、これまた同じ答弁になりますが、まさかこうやってケアマネジャーとか保健師とか、様々な人が集まらないとは、私は思っておりませんでした。本当に、すぐ集まるのかなと思ったら、もう我が町だけではありません、これは本当に。ご存じのとおり介護職員も日本全国、少なくなっております。そして、

特に保健師なんていうのは、本当にもう、70歳の保健師も今、仕事している状況だと思っておりますよ、私は。そういう中で、本当に今、人が集まらないのは苦勞しております。そういう中で、今、令和8年度が目標でありますので、今後、様々な皆さんの知恵をいただきながら、私は努力はしていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） ぜひ、立ち上げに努力してほしいと思うんですが、努力しながらも、この2つ、これは並立して、両立してやっていく必要性はあるということで、いいんでしょうか。補助対象もこれ、ずっと続くというような考えでよろしいんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） おただしありました1,200万の運営委託、こちらはまさに包括支援センターの運営費です。

それと、その999万9,000円、こちらは生活支援体制整備事業ということで、これも市町村としては取り組む事業となっておりますので、こちらは多様な日常生活の支援体制の充実とか強化、あと高齢者の社会参加の推進を一体的に図る目的で、この事業もやらなきゃいけないという部分にもなっていますので、この2つは、今後やっていくということです。

それに対して、どちらも国・県・町、保険料というところで負担割合がありまして、町の負担としては、どちらも19.25%の負担でやっているというところですよ。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） すると、この事業2つ、地域密着型の包括支援センターの立ち上げと、あと福祉会に頼むやつ。これ、決まるまでも、並行してやっていくというような理解でよろしいんですか。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑はありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） すみません、通告はしていないんですけれども、今の2名の同僚議員の質問に対して、ちょっと整理をしたいのでお伺いしたいのですが、先ほど、課長答弁では、石川福祉会の研修の場として浅川の包括支援センターを利用している。じゃ、それを本来ある形に戻したとすれば、もう石川福祉会としては、さくら荘だけの研修施設になるということになるんですかね。それでも福祉会がいいというのであれば、それでいいんですけれども。

あと、本来、浅川の包括支援センターというのは、どういう立ち位置に戻るのが一番いいのかというのを、まず、お聞きしたい。

それと、社協の中で、町長が言う売上げ、売上げと言うことは、町長、あまりよくないんで、事業収入とか、そういう文言に変えたほうがいいと思いますね。それで、社協の利用者が減って、事業収入も減っている中で、ちょっと小耳に挟んだんですけれども、事務職員さんが1人、増加になったという話も聞いたんですが、その

経緯をちょっと、教えていただければと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 3点あったと思うんですけども、まず1点目の、福祉会の研修の場というか、資格取得させるための、ステップアップさせるための経験を積む場としては、社協と石川のさくら荘とあるんですが、包括がなくなってしまうと、これさくら荘の居宅だけになるというところで、おただしのとおりです。

2点目ですけども、どういう姿がいいのかということで、本来だと、やっぱり、社協のほうで全部委託というのが目標ですので、それが一番の理想なのかなと思って、この事業が始まったところです。

あと、3点目は何でしたっけ、事務職が1人増えた分、こちらは、社協には本来、社協のやるべき仕事の部分と、あと介護事業所の部分と、大きく分けて2種類、仕事があります。1名増えたというのは、本来、社協がやる事務職の部分ですね。地域に根差した介護保険事業ではない部分ですね。

そちらに関して、今まで2人、去年までか、令和5年までは2人で、その前、令和4年までは職員が1人出向で行っていて、3人体制だったんですけども、令和5年度はその職員が引き上げて、2人でやっていたというところで、令和6年度は3名体制に1名増やしたというところなんですけど、2人だとなかなかきついなというところと、あと、事務職の部分の年齢、40代後半と50代の人、2人でやっているというところで、今度入った方は30代ぐらいなので、その辺の引継ぎの部分を含めて、3人体制を取って適正に事務を担ってもらいたいというところで、3人になったというところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） よく分かりました。

そこで町長に1点、お伺いしたいのですが、今後社協の所長はどのように考えておりますか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今のままでいきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 不在でやるということですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） そのとおりでございます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第20号 令和7年度浅川町介護保険特別会計予算を起立によって採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、議案第21号 令和7年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第21号 令和7年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第22号 令和7年度浅川町上水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 通告してありますので、ちょっとお伺いしたいんですが、私も民間で経理のほうを担当させていただいて、原価計算のほうをよくやっていたんですが、それで、工場ですから製造原価を算出するための原価計算なので、水道事業の原価計算とはちょっと異なるのかなと思っているんですが、当町の水道事業の水道料金算出のための原価計算は、なされているんでしょうか。その1点、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

水道料金の原価計算ですけれども、まず、令和7年度当初予算のほうには原価計算については記載はありませんけれども、令和5年度決算における決算書で、まず、給水原価というお話で申し上げますと、1立方メートル当たり253.02円という給水原価になっております。

これは、給水原価の求め方ですけれども、営業費用とそれから営業外費用、これを足したものが経常費用となります。そこから受託工事費用を差し引いて、こちらは浅川町では該当ありませんけれども、さらに長期前受金戻入れ、これを差し引きします。これは、実質の減価償却費となるために、長期前受金を差し引きします。これを、年間有収水量、料金収入の基になった水量になります、有収水量で割ったものが給水原価というふうにはなっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 今のは、結果的に見たところの給水の原価計算ということなんですが、私が質問したのは、水道料金を算出するための原価計算をやっていますかということで、多分、ご存じだと思うんですが、総括原価方式とそれから資金収支方式、この2つがあって、ほとんどのところは総括原価方式をやって、それで水道料金にそれをはね返しているというようなところがあるかと思います。

当町も、未処理の欠損金が、これの提出されたもので、令和7年度の3月31日の予想が出ているんですが、欠損金が2億1,000万円になるということで、今年度に限っては4,300万の赤字ですよというようなことで表示されています。

キャッシュフロー的にも1,700万ほど減少しているという状況下の中で、もうそろそろ水道料金を算出するための、いわゆる総括原価方式で計算された、反映するか反映しないかは別として、その辺のところは非常にデリケートな問題ですので、なかなか、即それをもって反映するということは、非常に難しいのかなというふうなのは理解するところなんですけれども、大体、日本全国的にも9割方はこの総括原価方式を採用して、ある程度の計算はさせている。それを反映しているところもあれば、今、全国各地で聞くと、水道料金がどんどん上がっているという状況も聞こえてきます。

ですから、そういう状況下の中で、当町も総括原価方式において、そういう計算を併せてやってみるということにも価値があるかと思うので、このまま本当に未来永劫この水道料金の中で、できるのかできないのかということも含めて、予想する上でも非常に大事な、重要な原価計算だと思いますので、ぜひ、そちらのほうを併せて計算してみると。

多分、システム上でも、それが取り出せれば、システム上にもあるはずなので、絶対、その計算を、多分、これとこれとこれを抽出すれば、こういうあれで幾らになりますよという料金が設定されるということが、できると思いますので、ぜひとも、その辺のことをやっていただけるかどうか、その辺の見解をちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

おただしの水道料金の算定方法でございますけれども、おただしのとおり、算定方法としては資金収支方式、それから総括原価方式でございます。

それぞれのメリット、デメリット等もありまして、資金収支方式につきましては、将来の拡張がまだあるという場合に用いられるケースであると思っております。浅川町の場合につきましては、既存資産の更新というのをメインに、今後、考えていくということになると思いますので、総括原価方式のほうで算定するのがよいのではないかなというふうには思っております。おただしのとおり、全国で86%程度は、この総括原価方式が採用されているものと思っております。

また、水道料金の算定に当たりましては、算定要領等もありまして、水道事業の経営の原則、水道法に基づく原則に基づきまして、独立採算制というのが基本になっております。それから、水道法や水道法施行規則においても、料金の算定について、細かな定めもございますので、本来であれば、おおむね3年を通して財政の均衡を保つことができるように設定するものということになってございますので、今後、この現在の料金の在り方について検討する上で、必要な資料、それから本来の料金の在り方というものを算定して、その中でどう料金が反映させていくかというのは、非常に重要だと思っておりますので、今後、実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

そういうことですね。水道料金算定要領に従ってというようなこともありますので、それは今、答えの中で3年という話をしましたけれども、3年から5年ぐらい、見ていただくというようなことだと思います。

それで、これはちょっと通告していなかったんですが、今、非常に日本全国で問題になっているPFASについて、何か国の動き、ございますか。そちらのほう、最後に伺ってあれしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

PFASは、PFOAとPFOSという2つを総称してPFASというふうになっておりまして、有機フッ素化合物であると思います。全国の自治体の中で、一部ですけれども、水道水からPFASが検出されたということがございまして、これを受けまして国といたしましても、全国の自治体に水質検査の要請を行っております。

これに基づいて浅川町においても、令和6年度には1回、検査をしております。さらには前年度、令和5年度にも検査をしております。検査の結果、浅川町の水道水、水源からは、この有機フッ素化合物は検出されておられません。

今後、国の動きなんですけれども、今現在、水質基準項目には入ってございませんが、今後、このPFASについて、検査を義務づけることにするかどうかについては、まだ、議論がされているところなんだと思って

おります。正式なその後の通知は来てございません。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

そのとおりなんですけど、多分、漏れ聞こえるところとか、ニュースとかなんかで見ると、今、言われた有機フッ素化合物の水質基準、基準をちょっと上げるというようなことで、多分、こういうふうになるだろうというのは、2026年に定期検査の義務化ということが、今、議論されているというところで、多分、今年度中に、その辺のことが決まるということで、水質検査を年、3か月に1回ぐらいを行うというようなことで、多分、義務化されるだろうというふうになっていますので、ぜひとも、そちらのほうの対応もお願いしたいなというふうに思っています。

それで、先ほどのあれに戻りますけれども、原価計算については非常に難しいところがあると思いますが、ぜひとも、先ほど、今後、並行してやっていきますよというような回答をいただいていますので、ぜひとも、やっていただきたいなということで、その数値をもってこれからの水道事業の経営に反映していただければというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑はありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 毎年、質問しているんですけども、漏水対策ですね。

せっかく浄水場できれいにした水の、大体5分の1ぐらいが、それどこに行っちゃっているか分からないという状況があって、私、大きな断水もない、濁り水もない、本当においしい水を常々、提供してくれているという点では、本当によくやってくれているというふうに思うんですけども、ただ、もったいないなと思うのが、この漏水で、どこに行っちゃっているか分からないのが、かなりの量に上ると。

これについては、近年の実績と、それと新年度の漏水対策に対する取組、この点を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

令和6年度中の漏水の状況と対策ですけれども、令和6年度中は水道本管の漏水がこれまで5件ございました。それで、そのうち石綿管からの漏水については1件であります。それから、そのほかに細かい公道下、道路の下などの給水管の漏水については10件以上あったと認識しています。ですが、今年度、この漏水量によって漏水調査業務を委託して修繕をするというほどという状況ではありませんでした。

それから、有収率ですけれども、令和5年度決算における有収率は77.7%でありました。おただしのとおり、20%以上が漏水だろうという状況でございます。ですが、令和6年度中の漏水修理などを発見して行った関係から、そのほかのさらに大幅な漏水量の増加が、現在はありませんので、令和6年度中の有収率は改善するのではないかというふうに見込んでおります。

それから、漏水対策につきましては、やはり老朽管を更新することが一番重要でありますので、引き続き、当然ながら老朽管の更新を行っていきたいと思っております。

さらに、今年度中は1,650メートルを耐震管に布設替えを行っておりまして、管路総延長は今年度末ですと9万7,156メートルで、そのうち石綿管の割合は10%を切って9.3%程度になるのではないかなというふうに思っております。

また、耐震管の割合も15%程度に今年度末でなるのではないかなというふうに思っております。令和7年度も、下水道工事に伴う配水管の布設替え工事などで、石綿管の布設替えを行っていく予定となっております。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） お金がかかることなので、地道に計画的にやるしかないなというふうには思います。

説明の中で、本管の漏水が5件あって、うち石綿管が1件だったということは、4件は石綿管じゃない塩ビの管ですかね。これが何で漏水するのか、ちょっとどういう状況なのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

公道上の本管のうち、石綿管以外の漏水ですけれども、まず、石綿管の漏水については、管と管をつないでいる継ぎ手という部分がありまして、そこのかぶりといいますかが大分浅くて長年経過してずれたりして、そのパッキンから水が漏れるというのは多いんですけれども、それで石綿管以外ではやっぱり硬質塩化ビニール管、V P管と言われる管の漏水だったんですが、これはまた別な理由がありまして、V P管なんですけれども、鋭利なもの、例えば石とかそういったものにちょっと触れて加重がかかっていると、一気にひび割れてしまうような管なんです、通常のV P管という管が。

それで、そういうのを防ぐために工事で布設する際に下に10センチ程度は砂を入れて、その上に載せるんですけれども、長年の、特に東日本大震災以降の余震とか度重なる小さな地震とかでも、地中の中のそういったクッションになっている砂がいろいろ地下水とともに流れたりして、それで加重がかかって地震などでひびが入るというような状況で、こういった場合は一気に亀裂が入って、漏水量が多くなるというような状況がありまして、V P管の場合は、ほとんどがこういうケースとなっております。

以上です。

〔「わかりました。いいです」の声あり〕

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第22号 令和7年度浅川町上水道事業会計予算を起立によって採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第23号 令和7年度浅川町下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 農集排が今度、公共下水、町と一緒に算出は、集落排水は大草地区のみで、今回で今度、町下水道と会計が一緒になるということなんですけれども、農集排のその算出方法は、ご覧のとおり1人当たりみたいなのでやってきたんですけれども、今度、町下水道になりますと、水道料金で下水道料金が決まってくるというような算出方法が違うんですけれども、今まで集落排水事業でやって人数割だったのが、今度、水道料金ということで、請求があった場合というか、間もなく最後の農集排の総会があるそうなんですけれども、いざ、町の下水道の請求が来たときに、何だこれはというようなことに、説明はすると思うんですけれども、そういうことのないようにと思いますけれども、その中で集落排水での金額と今度町の水道料金の加算で変わってきますけれども、どの程度の、家によってですけれども、高くなるのか安くなるのか、ある程度、今度の総会で説明はあると思うんですけれども、その辺のことを、ちょっとお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

農業集落排水の料金体系の変更ということで、令和7年4月1日からということで、こちらにつきましては6年度の大草地区農業集落排水の総会が4月か5月頃に開催されたんですが、その際に地元に行って、提案をしております。

その際に、料金の比較表というものをお渡ししておりまして、今までの人数が、例えば今まで基本料金と人数割だったんですけれども、例えば3人家族だったらば現在幾らです、それが今後水量になって金額が変わるので、今使っている水道料金の水量、何トン使って、例えば月20トン使っているというところだとこの金額になりますということで、比較表を作ってお渡ししております。それをよくご確認くださいということで。

高くなるのか安くなるのかというのは、水量をどれだけ使っているかにもよりますので、一概に言えないという部分がございます、そういった比較表を配付しておりますので、地元の方にはそれで確認していただ

るというふうに思っております。

また、料金が変わりますということで、料金の通知に併せてそういった周知をしていたと認識しております。さらには、今度、総会、まだありますので、その際にも同様に十分な説明をして、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 私も、ちょっと分からない。

まず冒頭に、ちょっと通告をこれ、していなかったんですけれども、下水道事業も地方公営企業法で企業会計のほうに移行しています。

その中で、実施後、何らかの問題とか課題とかありましたら、まずはちょっとお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

企業会計に移行いたしましたの課題なんですけれども、こちらにつきましては、まず1つ、大きな課題といたしまして、組織上の問題といたしますか、本議会におきましても、例えば水道技術管理者の資格要件の条例がありましたとおり、そういった専門的知識を有する職員をやっぱり育成しなければならないということだと思います。

下水道につきましても同様に、そういった問題がありまして、一部職員が長く、建設水道課で例えば上水道の担当が長くなってしまうとか、それから下水道の担当者も長くなってしまう、そういったことがありまして、その後はまた、公営企業ではない普通の町、町長部局に異動になってということで、ある程度、将来的にも、一度はほかの課に行ってもまた戻ってくるというような、そういった専門的な職員として配属されるというところがございます。

それから、会計上の問題で、やはり企業会計ということで、こちらも専門的な知識が必要になるということで、これは建設水道課でしかこの会計は行っておりませんので、これを習得するのにもやっぱり時間がかかる、それから、やはりなかなか異動ができないなど、そういった問題もあるのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） そのとおりだと思います。

企業会計にすることによっていろんな縛りが出てきますので、人事異動等々にも少なからず影響するんじゃないかなというふうには考えていたんですけれども、今、答弁のとおりだというふうには思っています。

それで私も、上水道もそうなんですが、下水道についてもいろいろ、これ予算書、見るんですが、なかなか

理解しにくいところがありますので、まず、ふっと気がつきました。

第9条に、一般会計からの繰入金という部分があります。これは、一般会計から拠出している部分だと思うんですが、地方公営企業経営に要する費用は、先ほどもちらっと出てきたんですが、独立採算制というものを原則としているんですけれども、使用料や収入だけで経費の全てを賄えるものでないということで、一般会計からの繰入金や企業債の発行によって維持管理、それから建設改良工事事業などを実施しているというふうには認識しているんですけれども、当町の繰入金の金額と、それからそれが何か基準内と基準外があるというふうに聞いていますが、全て基準内繰入金というふうに承知してよろしいのでしょうか。お尋ねします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

下水道会計予算の9条に定めます一般会計からの補助金、こちらは3,780万3,000円となっております。

こちらにつきましては、3つのセグメントの合計でございまして、基準内と基準外というお話がありましたけれども、この基準といいますのは、まず、地方公営企業に対する繰出金ということで、繰り出し基準というのがあります。これは、総務省が定めているものでありまして、この基準に沿って繰り出しをした場合には、その一部が地方交付税措置がされるというもので、示されたものになっております。

全て基準内繰入れなのかということですが、こちらにつきましては、全て基準内のものもありますし、基準外として繰入れしているものもあります。

例えば具体的には、雨水事業ですね。污水事業ではなくて、雨水事業なんですけれども、こういったものにつきましては、本来、たまたまといいますか、建設水道課の下水道担当が、一緒に補助事業がありますので、それで行っているというもののなので、本来であれば、これ、一般会計が当然、負担すべきものという考え方に基づいて、繰り出し基準が100%というふうになっております。

それから、令和6年4月1日から地方公営企業法適用になりましたけれども、こちらにつきましても地方公営企業の適用に関係する業務、こちらについても100%。そういった基準がございます。

あとは、繰り出し基準が例えば50%と定められているものもありますので、それ以外で繰入れしている分は、繰り出し基準外というふうになってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ということは、今、るる基準内繰入金と基準外繰入金の説明は受けましたけれども、今回の3,780万3,000円の繰入金については、区分はできていないということで認識でよろしいのでしょうか。それ以上のことはあれ求めないですけれども、一応、そういったものがあるんだけれども、3,700万の内訳というのは、区分はされていないということで、よろしいのでしょうか。

計算しているようなので、併せて、先ほど言いましたように雨水処理に関する費用は、これが基準内だと。それから、実質的な赤字補填は基準外というふうになっているんですが、繰入率という観点から見ると、何%ぐらい繰り入れているというふうに考えたらよろしいのでしょうか。

計算できていればですけども、できていなかったならば、結構ですけども、私もその辺は、ちょっと、分からないので、お聞きしたいなと思っていたんですが、どうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

予算書9条に定める3,780万3,000円ですが、内訳は出ているんですが、細かくなりますので、いいですか。分かりました。

まず、3つの合計なんです。公共下水道、農業集落排水、それから花火の里ニュータウン汚水処理事業なので、まず、公共下水道からいきます。全部で6つの繰り出しがあります。

1つ目が、公営企業適用前の雨水事業の建設改良に要した経費、これは繰り出し基準100%で、金額が68万4,000円。2つ目が、公営企業適用前の汚水処理事業の建設改良に要した経費、これは繰り出し基準内が50%、それから基準外が50%、足して100%、この金額が1,536万7,000円。それから3つ目が、公営企業会計適用債というものです。これは、償還金利子に関するものです。これは100%です、繰り出し基準。51万8,000円です。4つ目が、公営企業適用後の公共下水道事業維持管理に要する経費、これがいわゆる繰り出し基準外100%です。言い方を変えると赤字補填分というような、先ほどお話がありましたけれども、これに当たるのかなと思います。これが、1,700万円です。5つ目が、公営企業適用後の雨水事業の建設改良に要した経費、企業債償還金利子です。これは、繰り出し基準内100%、36万6,000円です。6つ目が、公営企業適用後の汚水事業の建設改良に要した経費でありまして、財政融資資金や地方公営企業の金融公庫償還金の利子、こちらは繰り出し基準は50%ですが、基準外も含めて繰り出し基準内50%、基準外50%で100%にしております。これは、94万6,000円です。

これを合計しますと、公共下水道では3,488万1,000円です。これが、公共下水道です。

次に、農業集落排水事業です。こちらは3つあります。

1つ目、公営企業適用前の農業集落排水事業の建設改良に要した経費、こちらは財政融資資金、地方公営企業金融機構の償還金利子となりまして、繰り出し基準内55%で基準外が45%で100%で、52万5,000円。2つ目が、公営企業適用後の農業集落排水事業維持管理に要する経費、これは繰り出し基準外で100%、これが赤字補填分という表現されたものだと思います。これが、175万7,000円です。失礼しました、3つあると言ったんですけれども、ここ、2つでした。この合計で農業集落排水事業が、補助金合計で228万2,000円です。

最後、花火の里ニュータウン汚水処理事業です。こちらは補助金1つです。

公営企業適用後の花火の里ニュータウン汚水処理事業維持管理に要する経費、これは繰り出し基準外で64万円となります。

これらを合計しますと、先ほどの9条、他会計からの補助金、事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額、3,780万3,000円となります。

それで、繰入金の率が何%というのは、ちょっと計算に時間がかかるものですから、ご勘弁いただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 詳細に説明していただきました。

私の質問は、単純に基準内と基準外のトータルを聞いたんで、セグメント別には聞いていなかったんで、改

めていただいたということで、了解しました。そこまで調べていただいたので、あれだったんですが、これを調べないとトータルも出てきませんので、当然、調べているんだろうなとは思いますが、私なんか聞いたのは、単純に基準内と基準外の金額を聞いただけなんで、セグメント別には、ちょっと聞いていなかったんですけども、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

繰入率が出ていないと、これも計算すればあれでしょうけれども、なかなか面倒な計算、特に污水、何ていうのか排水のと、花火の里、いろんなのがセグメントができていますので、その中で計算するのは非常に困難で、難しいんだろうなと思いますけれども、こちらのほうのもぜひ、出していただいて、どのくらいの繰入率になっているんだろうと、一つの指標として今後の下水道の事業に重要な数値になると思いますので、ぜひとも、その辺のところを、常日頃からの数値を持っていたいて、やっていただければなというふうに思います。

いろんな意味で、損益的にこれ、ちょっと最後にお伺いしたいんですが、上水道事業は損益計算書は今年の分の予想が出ていますけれども、なぜ下水道工事は来年度の損益計算書になっているのか。その違いというのは、何かありますか。なければいいで、結構なんですけれども。何か、上水道は6年度の損益計算の予想になっているんですけれども、下水道のほうは令和7年度の損益計算書の予想になっているんですが、これ、ちょっと書き間違いとかなんかなのでしょうか、それともこれで合っているのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 今ほどのおただしなんですけれども、すみません、今、改めて確認いたしまして、ちょっと不手際といいますか、差し替えが本来あったものが反映されておりませんで、ちょっと訂正という形になりまして、242ページです。（5）なんですけれども「令和7年度」となっております。これは、「令和6年度」になります。

初めに、上水道の予算のほうが正しいものでありまして、下水道のほうの訂正になります。242ページ（5）「令和7年度浅川町下水道事業予定損益計算書」となっておりますけれども、こちらが「令和6年度」でございまして、さらにこの括弧書き、「令和7年4月1日から」という部分が「令和6年4月1日から」、それとその次、「令和8年3月31日まで」の部分が「令和7年3月31日まで」というふうのが正しいものでございます。

それから次のページ、243ページですけれども、こちらの（6）、ここはこのタイトル「令和7年度」となっておりますけれども、「令和7年度浅川町下水道事業予定貸借対照表」、この「令和7年度」が誤りでして、ここも「令和6年度」が正しいものとなります。

ちょっと正誤表を作成いたしまして、ちょっと後ほどお配りさせていただきたいと思います。

大変申し訳ございませんでした。訂正いたします。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 了解しました。

ただ、（6）は、いいんじゃないですか。貸借対照、バランスシートのほうは、翌年度のやつを予想しているんじゃないんですか。上水道もそうになっていますよね。だからPLだけですよね。多分、実績予想を入れるのは、ですから、（5）番は確かに間違っているんだと思いますけれども、ほかのはいいいんじゃないでしょうか。キャッシュフローなんかも含めて、後でちょっと見直してください。それで正誤表頂ければ、それで結構

です。

〔「正誤表も要らないんじゃない」の声あり〕

○5番（木田治喜君） いや、多分、多岐にわたっているような気がします。ちょっと見直してみてください。
もし、今の回答がそのままだとすれば、ちょっと違っていると思いますので。今すぐ分かるのであれば、別に正誤表、後でということではなくて、皆さんにお知らせ願えれば。これ、予算書ですので、ずっと持っているでしょうから、その辺を直していただければというふうに思います。

〔「暫時休議お願いします」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ここで、暫時休議いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時55分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。ここで、資料が遅れていますので、暫時休議いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

ここで、建設水道課長、生田目聡君から答弁させます。

建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 大変失礼いたしました。予算書のすみません、訂正をお願いいたします。

予算書、資料名、「令和7年度浅川町特別会計予算書並びに予算説明書No. 2」です。こちらのうち、企業会計の分となります。

議案第23号 令和7年度浅川町下水道事業会計予算、予算に関する説明書中、下記の訂正をお願いいたします。

242ページの（5）のタイトル、「令和7年度」となっていますものを「令和6年度」、さらに括弧書きの日付「（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）」となっていますものを、正しくは「（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）」に訂正をお願いいたします。

それから、243ページの（6）のタイトルです。誤っておりますのは、「（6）令和7年度浅川町下水道事業予定貸借対照表」、正しくは「（6）令和6年度浅川町下水道事業予定貸借対照表」となります。

おわびして訂正いたします。大変失礼いたしました。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 了解しました。

それで、私もこれが分かっていたら、前もって担当課長さんのほうにお知らせするところだったんですが、今、ぱっと見ていて気がついたところなので、大変混乱させて申し訳ありませんでした。

一応、表題のタイトル、これは後々まで残るものですから、訂正して、我々も訂正しておきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） これで質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第23号 令和7年度浅川町下水道事業会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、教育委員会の委員、江田達徳氏が令和7年3月31日をもって任期満了となり、引き続き教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、江田氏の詳細につきましては、別紙のとおりでございます。

同氏は、令和3年4月1日より教育委員会の委員となり、現在に至っております。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第8、同意第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、人権擁護委員、佐川春美氏が令和7年6月30日をもって任期満了となるため、人権擁護委員の候補者として推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、佐川氏の詳細につきましては、別紙のとおりであります。

同氏は、平成25年4月1日から4期12年にわたり人権擁護委員として、自由人権思想の普及、啓発に努められ、これまで福島県人権擁護委員連合会理事、白河人権擁護委員協議会副会長、石川地区部会会長を歴任するなど、その功績は顕著なものがありますので、引き続き5期目の人権擁護委員としてお願いするものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、同意第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを起立によって採決

します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 日程第9、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 日程第10、文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

文教厚生常任委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回浅川町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時05分